

重 要

【高等教育の修学支援新制度による支援対象学生

（日本学生支援機構給付奨学生）のみなさんへ】

支援継続に係る適格認定（学業）の適格基準について

現在、高等教育の修学支援新制度による支援を受けている（日本学生支援機構給付奨学生である）学生諸君は、12月から1月にかけて、給付奨学金継続願をインターネット提出したことと思います。

今年度（令和2年度）の成績が確定したことに伴い、これから給付奨学金継続の可否等の認定が行われます。（なお、次年度（令和3年度）授業料減免は4月に入ってから申請を受け付けますが、要件が「日本学生支援機構給付奨学生であること」ですので、給付奨学金の継続が認められなかった場合、新制度による授業料減免も認められません）

この「給付奨学金継続の可否等の認定」を「適格認定」と呼びます。

（詳しくは12月に配付した『「給付奨学金継続願」の提出手続きについて』p1およびp4を確認してください）

適格認定における学力の適格基準は下記のとおり定められています。

（『「給付奨学金継続願」の提出手続きについて』p4より抜粋）

給付奨学金の適格認定（学業）の区分（適格基準と処置） ※貸与奨学金より厳しい基準で認定されます。

認定区分	適格基準	給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等 4月以降の奨学金
廃止	<ul style="list-style-type: none">次の1～4のいずれかに該当するとき1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること	<p>【給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等】</p> <ul style="list-style-type: none">・給付奨学金の支給を取り止めます。 （給付奨学生の資格を失います。）・学校を通して「処置通知」を交付します。 <p>【4月以降の奨学金】</p> <ul style="list-style-type: none">・振り込まれません。・日本学生支援機構からの「処置通知」が届くのは4月の振込日以降です。4月分の振込状況は、ご自分で通帳記帳等にて確認してください・学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合は受給済みの給付奨学金の返還が必要です。
警告	<ul style="list-style-type: none">次の1～3のいずれかに該当するとき （上の「廃止」の区分に該当するものを除く。）1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること	<p>【給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等】</p> <ul style="list-style-type: none">・給付奨学金の支給は継続します。・学校を通して「処置通知」を交付します。・学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。 <p>【4月以降の奨学金】</p> <ul style="list-style-type: none">・振り込まれます。※令和3年4月分の振込日は、4月21日(水)です。
継続	<ul style="list-style-type: none">・「廃止」、「警告」以外の者	<p>【給付奨学金支給の扱い・学校からの指導等】</p> <ul style="list-style-type: none">・給付奨学金の支給を継続します。 <p>【4月以降の奨学金】</p> <ul style="list-style-type: none">・振り込まれます。※令和3年4月分の振込日は、4月21日(水)です。

上記の適格基準を満たさない者のうち、その学業不振の理由に「斟酌すべきやむを得ない事情(災害、傷病その他のやむを得ない事由等)」があった場合は、令和3年3月23日(火)～令和3年3月26日(金)の間に、証明書を添えて学生課に申し出てください。

※ 学業不振に「斟酌すべきやむを得ない事情」があったと学校で判断する場合は、適格基準を満たす者として取り扱います。

※ 申し出がなかった場合は、学業不振に「やむを得ない事由」はないものとして取り扱います。

※ 申し出があった場合も、学業不振の理由として斟酌すべきか否かは学校にて判定するため、認められるとは限りません。

※ 「警告」2について：確認を希望する場合は学生課まで申し出てください。

ここでいう「災害、傷病その他やむを得ない事由」は以下のようなケースが考えられます。
例)

- 本人及び家族の病気等の療養・介護
- 災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病(心身問わず)
- 災害や感染症の感染拡大等による授業・試験への出席困難

これらは想定されるケースの一部ですが、ポイントは、

「学業不振について学生本人には責任がない」

と判断されるかどうかです。

ただし、上記のようなケースに該当する場合であっても、これらの事由により、成績判定試験を受けられないなど、成績判定ができない状態にある場合、判定はされても成績判定試験を受けられなかった等により低い成績判定がなされた場合に限り、なお、追試験やレポートなどの代替措置が講じられ、その時点では既に事由が解消されていたときには、「災害、傷病その他やむを得ない事由」に該当するとは認められません。

つまり、

「学生本人には責任がない事由がなければ、通常どおり授業に出席でき、試験等も受けられて成績判定がされた(低い成績ではなかった可能性が高い)はずである」

と、証明書等から判断できる場合に、

『学業不振に「斟酌すべきやむを得ない事情」があった』

と認められます。